

10期第5回さいたま市消費生活審議会

期 日	令和7年8月25日（月）			
場 所	JACK大宮5階 さいたま市宇宙劇場 第2・第3集会室			
会議時間	開会 午前10時00分～閉会 午前10時40分			
出席委員	会長 明石 順平 委員 井上 光昭 高橋美登梨 岡田 美保 安藤 宏 長谷川 悟 藤野 恵 小川 ゆり 石田 恒子 佐藤千鶴子 丹野美絵子 配島 孝雄			
欠席委員	池田 味佐 吉沢 浩之 今西 誠一			
日 程	1 開会 2 議題 (1)「第4期消費生活基本計画の策定について（答申）」案について (2) 令和6年度消費生活基本計画実施状況報告について (3) その他 3 閉会			
配付資料	・次第・委員名簿 ・座席表 ・資料1 ・資料2 ・資料3 ・資料4 ・令和6年度消費生活基本計画の実施状況報告について ・令和7年度さいたま市消費者行政の概要			
傍聴人	なし			
会議録	別添のとおり			
出席職員	(幹事) 消費生活総合センター参事兼所長 塚越 修 (書記) 消費生活総合センター副参事 西村 典子 消費生活総合センター副参事 千葉 朝彰 消費生活総合センター所長補佐 田島 博 消費生活総合センター所長補佐 荒川 尚志 消費生活総合センター消費生活係主査 佐藤 玲子			

10期第5回さいたま市消費生活審議会 会議録

令和7年8月25日（月）

開 議（午前10時00分）

○田島所長補佐 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから10期、第5回さいたま市消費生活審議会を開会いたします。本日は委員15人中12人の出席をいたしておりますが、過半数に達しているため、条例施行規則第35条の規定により、会議を開催することができますので、ご報告いたします。

さて、本審議会は、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱により原則公開となっており、会議の開催結果及び議事録を作成し、各区役所、情報公開コーナーにて、市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することとなりますのであらかじめご了解ください。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、「委員名簿」、それから「座席表」、「資料1から資料4まで」、事前にお送りしております、「令和6年度消費生活基本計画の実施状況報告について」、それから「令和7年度さいたま市消費者行政の概要」。以上、お手元にございますか。

それではこれより議事に移らせていただきます。審議会の会議につきましては、条例施行規則第35条の規定により会長が議長の職を務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。

○明石会長 皆さんおはようございます。会長の明石です。それでは議事を進めて参ります。

事務局、傍聴者はいらっしゃいますか。

○田島所長補佐 本日、傍聴者はおりません。

○明石会長 では、次に議事録の作成に関わる委員の指名を行いたいと思います。これは事務局で議事録を作成しましたら内容等確認し、署名の上承認いただくものです。議事録の作成要領としては、概要を示すこととなっていますので、調査審議内容の方向性など大要を把握していただければよいかと思います。

今回は私のほか、井上委員と丹野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井上委員 はい。

○明石会長 他の委員の方々もよろしいでしょうか。

それでは両委員には審議会を代表して事務局で議事録を作成しましたら、内容の方を確認していただき、承認の署名をよろしくお願ひいたします。

○明石会長 ではここからは次第に沿って議題の審議に入ります。

初めに「議題(1)第4期消費生活基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○消費生活総合センター所長 消費生活総合センター所長の塚越でございます。

まず、今回、答申案を議題といたしました理由について説明いたします。

着座にて失礼いたします。

前回の審議会で、基本計画素案についてご審議をいただいた後に、会長に了承いただき、その後、行政側で答申の形式を整える流れで進めておりましたが、会長からご指摘をいただき、審議会で答申案を説明し、お諮りすることが望ましいと考え、本日議題としてお諮りするものです。

この点につきまして、答申案を審議会にお諮りすることの認識が不足していましたことをお詫びいたします。

また、今までの説明におきましても、至らぬ点が多くありましたことも重ねてお詫びいたします。

それでは、資料1から資料4までを説明いたします。

まず資料1でございますが、前回までご審議いただき、了承いただいたものとなります。

次に、資料2答申案は、資料1の本文の内容をそのまま答申案の内容として位置付け、答申としての形式を整えるために、鑑文と、本文表紙を付したものとなります。

次に、資料3では、資料1と資料2で、相違のあるページを左右に対比してお示ししています。

相違点は、1ページから4ページは、答申としての形式を整えるため、答申鑑文、答申本文表紙を作成し、5ページ以降では、本文中に記載していた担当課所を答申では削除しています。

これは、答申を受けた後、行政側が、基本計画素案を整理する段階で、各施策を具体的に実行するために、担当課所を掲載する整理としています。

その他の本文や内容自体は、資料1と変わっていない答申案となっております。

この答申案についてお諮りし、了承いただきましたら、本案をもって、審議会としての答申とさせていただきたいと考えております。

答申を受けた後、行政側では答申本文を、基本計画素案本文に反映させ、基本計画策定に向けて事務を進めて参ります。

最後に、資料4は、スケジュールの変更について整理したものです。

来年4月の基本計画施行前には書面にて、基本計画について報告させていただく予定としております。

私からの説明は以上となります。

○明石会長 はい。今の説明では意味がわからないと思いますので、私と当局でどういうやりとりがあったのかを説明します。今日、資料をお持ちしましたので1枚ずつとて回してください。

お手元行き渡りましたね。

今お渡しした資料は、今回市が出してきた今の 1 個前の、答申の案の 1 個前のやつです。

前回審議会後のやりとりをお話しますと、まず市の方から案が上がってきたんですが、当審議会の方から提案した、協議会ですね、正式名は「消費者安全確保地域協議会」当審議会から提案しましたね、これを。

で、その設置というものが書いてなかつたんです。上がってきたものに。

だから私は、設置を明記しなさいと指示をしました。

それで出てきたのが、今回明石会長了承内容と言われてるものです。

で、40 ページ、この資料 1 の 40 ページを見てください。

これを見ていただくと、具体的な取組、そして担当課所、この 2 つが明記されて表がずらっと書いてありますね。

で、上から③、2 行目、ここに一行、消費者安全確保地域協議会の設置とあり、担当課所が消費生活総合センターと記載されています。

何をどこがやるのかが明記され、非常にわかりやすい。

しかし、これ、私がゴーサインを出したのは 6 月 25 日なんですけれども、8 月 8 日になつて所長補佐の田島氏からメールが来まして、このメールも、今お配りした資料の最後から 2 番目につけてあるんですけども、簡単に言うと、局長へ報告したら指摘がありましたので、具体的な取組と担当課所、これを全部削除すると、このような提案を受けました。

これで、このメールに添付されたのが、この案です。

わかりやすいのが、まあちょっとツーインワンで印刷したのでわかりにくいかもしれませんが、35 ページを、36 ページ以降ですか・・・35 ページ見てください。

要は、具体的な取組と担当課所っていうのがずらっと書いてあったと思うんですよ、私が了承を与えた案には、全部削除されてますんで、ないんですね。

計画の核となる部分、およそ計画というのは、誰が何をいつまでにやるのかそれを一般的に計画と呼びますが、その核心部分が全部削除されている。これを、答申として出していいですかと、突然提案してきたというわけですね。

で、お配りした資料、表題に、ここにさいたま市消費生活審議会って書いてありますよね、これ答申ですから、作成名義人は当審議会と、いうことになるんですけど、当然審議を経ていませんから、この案は、ただ作成名義人を偽って作成したということで、これ無印公文書偽造に該当するんじゃないかと私は思うんですね。

で、うつかりこれを私が見落として答申として市長に出していたら、無印偽造公文書の行使となりかねない、そういう出来事がありました。

当然こんなの了承しませんから、それで、審議会にかけなさいと当然私は指示しました。そしたら出てきたのが、この資料 2 の方ですね。

今度は具体的な取組の方は、復活させてるんですよ、だからページ数だけは一緒なんですよ。

私にいきなり見せてきたやつ、ズバッと削除したから 10 ページ以上減ってるんですね。

で、具体的な取り組みだけは復活させて今日出してきたんです。だからページ数も同じなんんですけど、担当課が書いてないんです。

だから、もし基本計画通りに、協議会の設置しなかったとしても、少なくとも責任は追及されないだろうっていうのをねらったのかもしれません、担当課は書いてない、ということがありました。

ここまでのことを見た以上はですね、私も考えたんですけども、この審議会の審議を続けるべきなのかどうか。少なくともこれはもう、この審議会の内部にとどめるべき問題ではないと私は思っています。

で、私の方から、細かくこの顛末をですね、報告書にまとめて、さいたま市長に直接提出して、説明する機会を設けていただいて、それで市の案の報告、市からの報告もあるでしょうから、それを待って、改めてこの当審議会を招集して審議を続ける、という形にするのがベストではないかと考えました。というのはまあ、あの、皆さんに黙って、計画の内容を変えて、私が見落とせばそのまま通ってしまった、そういう行為がされようとした以上はですね、このまま続けるべきではないと思うんですね。

で、それに対する市の回答があるまで、審議を止めるとそこまでしないと多分何も変わらないと思いますので、と私は考えてるんですけども、何か、ご異議があれば、そこまでやらなくていいんじゃないとか、そういうのがもしあれば伺いますけれども。

○明石会長 では、ないようですので。

○小川委員 すいません。すいません。

○明石委員 あつ、はい。

○小川委員 ちょっと一応もう1回、この説明のときにうまくページを、すいません、説明のときに、うまくページを出せなくて、資料1のところで、最初に、本来は入っていなければいけないのが、資料1には入っていないというのがまずあれなん、でいいんでしょうか。

○明石委員 いや、違います。

○小川委員 違いますね。えっと、

○明石委員 資料1は、私がゴーサインを出したもの。

○小川委員 ゴーサインを出したものですね。それでいて、入っていって欲しいのが入っていないのが、

○明石委員 その、私が今日お配りした、ツーインワンです。

○小川委員 これですね。それで、だから資料1はよくて、資料2で、この、で、あの、それでよろしいですかと言って、明石さんがいた時に入っていたのが、これに載っているものと。

○明石会長 そうです。これが全部削除されちゃって。

○小川委員 これが削除された部分、

○明石会長 はい。で、今日出された資料2の方は、具体的な取組だけは復活させたやつ、なんです。だけど、担当課所が書いていない。

○小川委員 担当課が、

○明石会長 担当課が書いていない。

○小川委員 具体的な取組と、いうああそっかそっか。全部あの課は削除・・・

○明石会長 はい。課だけ抜いた。

○小川委員 抜けている。

○明石会長 そう。

○小川委員 そういうことですね、はい、すいません。ちょっと、ちゃんと、ちゃんとちゃんと整理しておかないと、後で見るとわからなくなってしまうんで。はい。ありがとうございました。

○明石会長 はい。おっしゃる通りで、あの、そういう、

○小川委員 はい、

○明石委員 わかりにくいところを狙ってやってきてるということなんです。あつ、どうぞ、丹野さん。

○丹野委員 えーと、大変驚きました。はい。大変驚いてちょっと事態についていけないというのが本音でございます。今聞かされたばかりなので。ただ、あの消費者安全確保地域協議会の設置については、あの、賛成をしたので、あの時に、はい。して、ほとんどの方もし、私は少なくとも賛成いたしましたので、そういう意味では、ここのその資料1にある資料1の40ページにある、消費者安全確保地域協議会の設置っていうのを入れていただいたことは大変歓迎する。ただ、その担当課所の消費生活総合センター

とか、書くのが普通なんですか、書かないのが普通なんですか。そこがよく、まずわからない。で、

○明石会長 ああ、その点については、

○丹野委員 はい。

○明石会長 従前どうだったか否かにかかわらず、これ書くべきものだと私は思います。当たり前ですそれは。担当課が、まあ、っていうか書いてなくても、担当部署そこしかないんで。でもそういう小細工をしてきたと。

○丹野委員 書いてなくても窓口そこしかないという、賛成ですが。はい。

で、そうだとすれば、なぜそんなややこしいことになったのかという、いまいちついていけない状況にあって、そこら辺をちょっと、教えて、まず教えていただくところが大事なんではないかな、と。少なくとも、すいません。今、初見で見た人間としてはそういう風に感じました。

○明石会長 えっと、じゃあ、これ局長の指摘があって、削除したっていうふうに最初に報告を私は受けましたんで、田島さんの方から説明していただこうと。

あっ、すいません、その前に局長というのは組織図で確認したんですけど、市民局長の丸屋美智代さんのことですか。その方から指示があった。今、「うん」ってうなずきましたね、うなずかれましたんで。

で、私はメールを見ても何で削除しなきゃいけないかがよくわからなかつたのですが。

○田島所長補佐 では、私の方から説明させていただきます。所管についてはですね、最終的に計画に沿って事業を進めていく、これは市がやっていくものなんですけども、市の中で、どの組織がやるべきかというのは、市の内部の話になりまして、市としては、この方針でりますよと。どこがやるというのは市の内部の話でありますので、何て言いますか、担当課所については削除させていただくということで、ご提案をしたということなんですね。

○明石会長 私に示してきた案のときは、担当課だけではなくて、具体的な取組も削除してましたよね。そこまで削除した理由は何ですか。

(15秒間沈黙)

○明石会長 はい、わかりました。お答えできない。

確認ですけれども、この審議会に、この案を出す前に、内部で決裁とってますよね。どこまで取ってるんですか。

(9秒間沈黙)

○明石会長 ちょっと待ってください。この質問即答できるはずでしょう。

○消費生活総合センター所長 審議会の内容ですか。

○明石会長 いや、計画の、計画案です。計画の。

そもそも審議会に出す前に、計画案を市の内部で作成して、どこまでかわかりませんけど、決裁をとった上でこの審議会に出してるんですよね。市の計画案として。

どこまで、どのラインまで決裁をとってるんですか。

○消費生活総合センター所長 所長までです。

○明石会長 所長まで。

○消費生活総合センター所長 はい。

○明石会長 局長は見てないんですか。

○消費生活総合センター所長 はい。

前回の審議会を終わりました後に、局長と部長に報告いたしました、その際に、ご指摘をいただいたということになるかと思います。

○明石会長 それを塚越所長が報告したわけですか。

○消費生活総合センター所長 私と田島で報告いたしました。

○明石会長 で、田島さんから最初にメールをもらったときは具体的な取組までも全部削除されてたんですけど、その理由について今、田島さんは何も申し上げなかつたんで、塚越さんから何か補足がありますか。

○消費生活総合センター所長 上席からの指摘といたしましては、答申の内容に、施策と、担当課所の名称について、これについて記載することについての、適否が、指摘がありました。

○明石会長 あの、削除の理由を聞いてるんですけども。

あの、別に答えられないなら答えられないで。

○消費生活総合センター所長 答申の中では記載せずに、基本計画素案、行政側で作成する基本計画素案の段階になって入れるということが良いのではないかというような

指摘がございましたので、削らせていただきました。

○明石会長 権限がそう言ったんですか。

○消費生活総合センター所長 直接には、部長からお話をあったんですけども局長と部長と、双方に説明して、その総意での話です。

○明石会長 聞き方をえますが、局長側から積極的にそういう指摘があったんですか。

○消費生活総合センター所長 指摘がございました。

○明石会長 じゃ、権限の指示で削除という理解でよろしいですか。

○消費生活総合センター所長 はい。それで結構でございます。はい。

その案で会長に相談してみたらどうかということで、お話をありました。

○明石会長 結局何で削除したのか。私はよくわかりません。

皆さん。

別に、具体的にやることを答申の段階で書いてても、何も害はない。

はい。今、手を上げました。

○長谷川委員 はい。あの、えーと、えー、明石会長の方からお話をいただいた内容で私はそれに賛同いたします。

その削除をした理由のご説明をいただかないと、ちょっとあまり、この後何も進展しないかなというふうに思いますし、で、あの、この間見ていますと、えーと、あの、この間で開催された議事録が、ホームページ上にもアップされてないっていうふうには思うんですけども、この協議会自体を設置することに、何か困難なハードルがあるのかどうか、そういうこととかももしありでしたらその辺の内容を理解しておかないと、この先進んでいかないかなってふうに思いますので、その辺のご説明をいただければというふうに思います。

○消費生活総合センター所長 まず、答申の内容につきまして、上席から指摘がありましたのが、答申というのは、審議会から出されるもので、基本計画策定に当たりまして、基本計画素案に盛り込むべき内容、方向性、そういうものを掲載するものだというようなお話がありまして、施策ですか具体的な課所名については、答申の案では、段階では、載せずに、基本計画素案の段階で載せるということではどうかという話がありまして、ご議論させていただきました。

その後、改めて検討いたしまして、前回の答申には施策が載っておりましたので、施策について改めて掲載することとしまして、担当課所については、前回の答申には記載がありませんで、整理といたしましては、基本計画素案を行政が作成する段階で、具体

的な施策を実行するための担当課所というのを記載すると、いうような整理として考えて今回作りました。

○明石会長 今、突然前回の答申で出ましたけど、分かんなかった。令和2年度の答申のことを言ってるんですか。

○消費生活総合センター所長 そうです、はい。

○明石会長 令和2年度に私もいましたけど、具体的な取組に該当するのはかなり詳細に書いてある。確かに書いてはありました。でも問題は、私に8月8日、田島氏が送ってきた答申では、具体的な取組も含めて全部削除されていたっていうこと。

削除する理由はないですよね、そんなの。

令和2年度の答申でも具体的に書いてあった、削除する理由が全くないものを今回削除しようとした、そこが大問題なんですけれども。で、それについては、まあ、もうこれ以上聞いても理由は出てこないでしようから。

まあ、こういう答えをですね、この場でされたという。

で、今回のこの審議会の議事録については、まあ、そこで録音してますから、一言一句正確に議事録に起こしてください。

で、音声データを私に送ってください。厳密に確認します。

では、その対応をお願いします。

あとは、あの、私が報告書を作つて、市長に直接もうお会いして、説明差し上げた方がまあ、確実かと思うんですね。で、その場についても、セッティングをしてください。事務局の方で。

で、審議会を再開するのは、あの、次回の審議会は市側から、その調査の報告がきっとあるでしょうから、その報告を聞いて、議論する場にしたいなど考えております。

それから、審議会の日程ですね。

これ、かなり前もって決めてください。

今日も3名、出席できてないですよね。

これは日程の決め方がおかしいからだと思います。

いつもかなり直前になって、私のところにだけ連絡が来て、私の都合だけで日程を決めてます。

だから、毎回出席できない審議委員の方が出てしまう。

これ審議会の軽視ですよ。日程の決め方にしても、それが現れてますので。

で、次回の審議会はかなり重要な審議会になりますから、全員が出席できるように、かなり前もって日程を決めてください。いいですね。

では、今日の審議会については、もうこれで終了としたいと思いますが、これ以上審議を続けることはできませんので。

では皆さんお疲れ様でした。

○安藤委員 ちょっと、ちょっとよろしいですか。

○明石会長 はい。

○安藤委員 今の議論は、協議会を作るというところの盛り込みが有ったか無いかっていうところがかなり中心だったと思うんですけど、あわせて、私、今回いろいろ見てる中ですね、いわゆる、市の方の基本、さいたま市の、総合振興計画の方の基本計画とか実施計画とかあるんですけども、それの中で、要はさいたま市の方で、令和12年度までの、令和12年度までに、例えばですけども、消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合っていうのを、令和7年度までに55%で、最終の令和12年度には70%っていう目標を掲げてるんですけども、その部分っていうのが、今回の、えーと、今回、審議をしている計画の中ではその70%という数字が出てないんですよ。

だから、ちょっとその辺もこう、なんていうか、事務局の方でこう、消極的な姿勢というか何か隠しちゃおうかなみたいな感じのニュアンスが見えるんですけども、そこは何か議論があったんでしょうか。

えーとですね、総合振興計画の中で、実施状況報告書っていうのをホームページで見たんですけども、それと、総合振興計画の実施計画、これの中で、市民局消費生活総合センターのところで、消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合っていうのが、令和2年度が39.3%という実績、それに対して目標値が令和7年度が55%、で令和12年度は70%っていうのがあるんですけども、それって、あ、そっちなのかな。

ちょっと、あの、資料は、あの、私、すいません、自分でホームページで見ちゃってあれなんですけども、その数字って大事な目標として、市としては、あの、掲げてるんだと思うんですよね。それが今回の答申案というか、計画案の方には、70%っていう数字目標自体がなくなっちゃってるというのが、あれ消えちゃったんだなっていうのがですね、ちょっと私も今回初めて見落としたのか気が付いたんですけども。これもなんか、事務局側から出さないとうっかりして見過ごしちゃうこともあるかなと思って、ちょっと、その辺が、何かこう、それこそ市民局の中で、どんな議論が有ったのか、有ったのか無かったのかも含めて、教えていただければなど。

○消費生活総合センター所長 今おっしゃった、

○安藤委員 だから55%っていうのは7年度までなんですよ。で、令和12年度までの70%ってのがあるはずなんです。それを今回書かなかつたってのは、おかしいんじゃないかっていうことです。

○消費生活総合センター所長 今お話をありました、目標指標、目標数値の記載につきましては、総合振興計画、消費生活基本計画の上位の総合振興計画の中で明記しております。ですので、そこで実施計画、実施状況などをですね、併せて総合振興計画の1つの内容として、管理し、運営しておりますので、今回の基本計画の答申、こちらの方には、記載はしておりません。

○**安藤委員** あの、総合振興計画があって、さらにその下部計画として、消費生活計画があると思うんですけども、その、いわゆる実施計画というか、消費生活計画の中にもその目標 70%っていうのは掲げるのが普通じゃないですか。まさに分野別の計画ですよ。

○**消費生活総合センター所長** 今回の整理といたしましては、市の総合振興計画、そちらの方で記載があり、実施計画の中でですね、毎年度毎年度、実施状況について報告をしておりますので、今回のこちらの基本計画、消費生活基本計画の中には記載はしていないという整理にしました。

○**明石会長** あの、別に、逆に言うと、記載してもいいんですよね。数値目標は、あつた方が見る方がわかりやすい。記載しない理由はないですよね。

○**消費生活総合センター所長** おっしゃる通りだと思います。はい。

○**明石会長** 今、貴重なご指摘だと思います。それが反映されたものになるのが私はいい。

それからあの、ちょっと、議事録の公開についてですが、これ、審議会終了後から大体何日後ぐらいに公開しますかね。誰か把握されてますか。

○**佐藤主査** 事務局の佐藤と申します。議事録の方担当させていただいてるんですけども、申しわけございません、特に何日ぐらいという規定の方は設けておりませんで、今ちょっと、あの、第3回の議事録で、ちょっと、あの、何というんですかね、語句の見直しとかが有りまして、ちょっとそこの確認で止まっているような状況でございます。で、4回の議事録に関しましては、皆さんに確認をいただきて、これから署名をしていただくっていう流れになっておりまして、遅れている状況になっております。申し訳ございません。

○**明石会長** わかりました。じゃあ、あの、ホームページで公開しましたっていうのは、これ、委員の皆さんに連絡ってできますかね。皆さんのが見れるようにしたほうがいい。あの、いつまでも公開されないっていう事態が生じないように、ちゃんと連絡していただけるといいと思う。

○**佐藤主査** 何かの手段で、ご連絡させていただくようにいたします。

○**小川委員** どこの、あの、アドレスというか、そこをチェックするとすぐ出ますというのは。

○**明石会長** これ各委員の皆さんには、これ、事務局がメールで連絡してますよね。

○小川委員 そうじゃなくて、郵送。

○明石会長 郵送であればそこにＵＲＬを記載していただければいいです。

○佐藤主査 まだ皆様のですね、全員の方のメールアドレスはちょっとまだ把握をしていない段階になりますので、メールがおわかりになる方は、メールにて、そうでない方は郵送でお知らせさせていただきます。

○小川委員 あの、今、アドレスは教えていただけないでしょうか。

その、見るべきページをパッと教えていただければ、そこを時々チェックすればいいだけの話と思うのですが。すいません。ちゃんとチェックしていなくて。

○佐藤主査 すいません。そちらのページのご案内も含めて、連絡のほう、させていただきたいと思います。

○明石会長 あの、連絡をさせるというのは、どういう意図があるかというと、それによって公開を促すというねらいがある。いつまでも公開しないという事態を防ぐため。何か他にご意見がなければ、今日はこれで終了としたいと思います。よろしいですか。

○小川委員 じゃ、これは、ぜひ、しっかり入れていただきたいと。

○明石会長 ではみなさん、お疲れ様でした。

散 会（午前10時40分）